

名古屋市告示第547号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 830 号（指定管理者の指定）（令和 3 年名古屋市告示第 399 号（指定管理者の指定の変更について）、令和 5 年名古屋市告示第 634 号（指定管理者の指定の変更について）及び令和 6 年名古屋市告示第 614 号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 7 年11月 6 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	東京都中央区日本橋三丁目10番 5 号 コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで